

令和4年7月28日
子ども・若者部
児童相談支援課

新たなフォスタリング業務委託(里親養育包括支援事業)の実施について

1 主旨

世田谷区社会的養育推進計画において、里親養育における一連の支援業務を行うフォスタリング業務については、包括的な委託を見据え、これまでの取組みの成果を踏まえた支援体制の強化や見直し等を行うものとしていた。

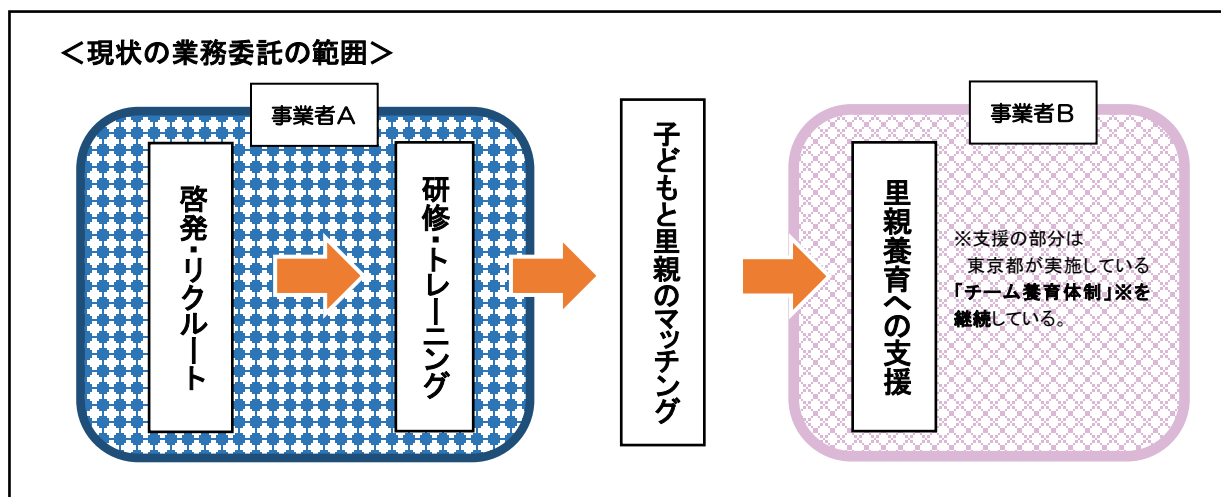
このことについては昨年度、児童福祉審議会に臨時部会を立ち上げ検討を行い、「フォスタリング業務委託のあり方の検討結果について」(別紙1)が取りまとめられ、その中においては、一連のフォスタリング業務を包括的に委託することが望ましいという結論が示されている。(令和4年2月1日福祉保健常任委員会報告済)

については、この方向性に基づき、業務委託を見直し、フォスタリング機関が地域の里親家庭等の支援を一貫して担う拠点として必要な体制等を構築し、里親支援等のより一層の充実を図る。

2 これまでのフォスタリング業務の経緯と評価及び課題

(1) 経緯

区立の児童相談所を開設するにあたり、「まずは里親と児童福祉司の顔の見える関係づくりに努め、信頼関係の構築を進めるとともに、児童福祉司が虐待対応に専念出来るよう、リクルート(里親開拓)は委託を進める」(世田谷区児童相談所設置・運営計画より)こととし、令和2年度から「啓発・リクルート)及びアセスメント」「研修・トレーニング」のみ新たな事業者に委託した。また、委託先のフォローとして、チーム養育体制※を継続した



(2) 評価

- ・事業者が区内の児童養護施設を運営する社会福祉法人であるメリットを活かし、地域に根差した支援を行うことができています。(例：里親カフェ・写真展の開催等)
- ・フォスタリング機関専用のホームページの開設、オンラインによる制度説明会の開催、公式 LINE アカウントを活用した各種イベント情報等の配信など、インターネット・SNS 等行政にはない民間ならではの多様な手法を活用したこれらの取組みにより、区児童相談所開設以来の2年間、里親に興味を持たれた方から延べ169件の問い合わせがあり、新たに養育家庭16家庭、養子縁組里親24家庭(うち二重登録8家庭)が里親として認定された。

- ・研修・トレーニング会場を区内の児童養護施設や児童相談所等として、受講対象者も世田谷区児相管内の里親のみを対象として研修を実施していることから、身近な会場で受講がしやすく、研修も小規模でフォスタリング機関と各里親家庭との距離が近く、互いのことをよく知る機会にもなっている。

(3) 課題

①一貫した支援体制の構築

「啓発・リクルート及び研修・トレーニング事業」と「里親養育への支援」を異なる事業者に委託しているため、支援の積み重ねが、児童委託後に途切れてしまう状況にある。

②より適切なマッチング

子どもと里親のマッチングは、児童相談所が把握している情報で実施されており、リクルートやインテーク(里親希望者に行う初回面接)で把握した里親の情報が十分に活かされていない。

③分かりやすい相談窓口の設置

チーム養育体制を継承したことで、安定的な運用につながったものの、支援の窓口となる関係機関が多数あることから、里親自身が困ったときにどこに相談したら良いか分かりにくいものとなっている。

④土日・夜間・休日の相談体制の整備

生活習慣の多様化や共働き里親の増加など、社会情勢が日々変化している一方で、現状は平日の日中しか相談窓口が開いていない。

⑤児童相談所の業務体制づくり

発達障害や愛着障害など児童が抱える問題が複雑化している中、児童相談所の業務がより多忙となることを見込まれるため、業務の充実、専門性をより発揮するための体制作りが必要である。

3 新たなフォスタリング業務の委託方針について

(1) 区の方針

区としては、平成28年改正児童福祉法の理念に則り、子どもの権利が保障され、最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指していくために、社会的養育の推進に向けた環境基盤の整備を進めていく。そのために、児童相談所の責任体制の下で、フォスタリング業務を包括的に委託していく。

包括的委託にあたっては、フォスタリング機関において、里親子が日頃の生活や養育方法等で悩みを抱え込むことのないよう、児童相談所等と連携し、年齢や障害の有無等の子どもの状態や個々のニーズや生い立ちに応じた里親の養育の支援に必要な社会資源(障害福祉サービス、医療、教育等)を紹介したり、手続等に関する支援・関係機関との調整を行うなど、これまで以上にフォスタリング機関が里親子に寄り添って里親支援が担えるよう体制を強化する。

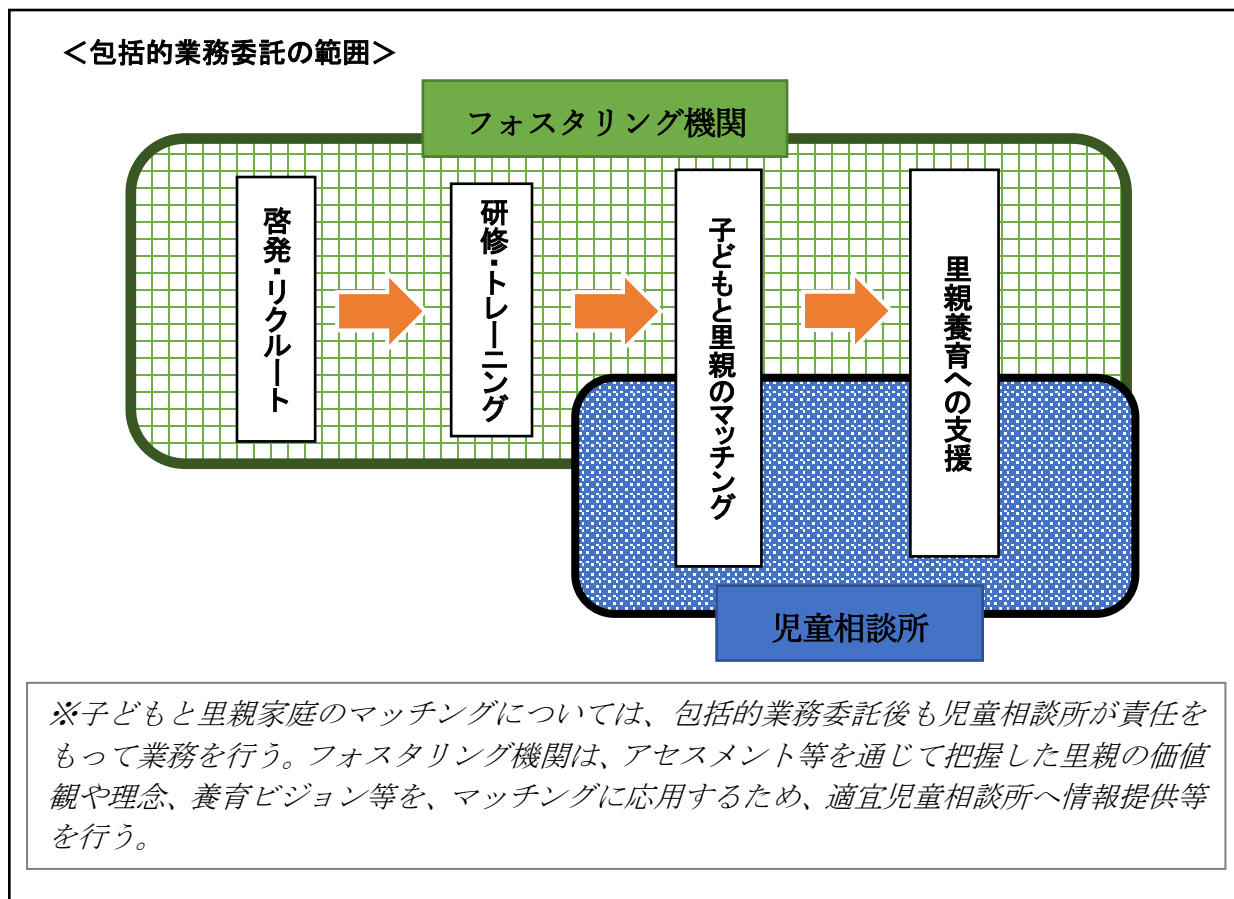
また、児童相談所においても、フォスタリング機関との役割を整理しつつ、配慮を必要とする子どものケアの充実に取り組むなど、より多くの子どもが安定した家庭的環境の下で心身ともに成長・発達できるよう、一層の里親委託の推進を図っていく。

(2) 児童相談所の役割

里親への児童の養育委託の決定は、児童福祉法第27条に定める措置の決定であり、行政処分にあたる。このことから、委託候補児童と里親家庭のマッチング業務については、引き続き児童相談所が責任と権限を持って取り組むとともに、フォスタリング機関が持つ里親の情報を児童相談所と共有し、適切なマッチングへと結び付ける。併せて、里親養育への支援についてもフォスタリング機関と連携し、業務を遂行する。

なお、ガイドラインには、「フォスタリング業務を民間機関へ委託する場合であっても、業務全体の最終的な責任は都道府県(児童相談所)が負う。」と示されていることから、包括的業務委託後のフォスタリング業務全体のマネジメントや危機管理については、区(児童相談所)が行政機関として責任をもって取り組むとともに、課題への対応などを丁寧に進めていく。

(包括的業務委託となった場合のイメージ図)



(3) 包括的業務委託における実施内容

包括的業務委託について以下の業務を実施する。なお、現体制から変更がない事業についての記載は省略する。

①子どもと里親家庭のマッチング

効果的なマッチングに向けた体制の強化

- ・フォスタリング機関がリクルートや研修を通じたアセスメント等により把握した里親家庭の情報と、児童相談所が持つ子どもの特性や子ども及び実親のニーズに関する情報を集約し、関係機関と情報共有のもと、適切なマッチングのための支援を行う。併せて里親と子どもの引き合わせを丁寧に進めるとともに、里親と子どもの関係づくりや、里親家庭の受入準備を支援する。
- ・包括的フォスタリング業務委託となった場合でも、援助方針会議での候補児童の決定や委託措置の決定等については、引き続き児童相談所が責任と権限を持って取り組むことを前提に、児童相談所とフォスタリング機関の業務を適切に切り分けた上で、効果的なマッチング業務に向けて取り組んでいく。

《業務概要》

- ・マッチングや里親家庭への委託に向けた手続きに必要な資料作成、里親候補家庭との日程調整等
- ・児童と里親との交流状況の把握及び評価、交流中の里親家庭へのフォロー等

②里親養育への支援

《基本的な考え方》

里親養育への支援について、フォスタリング機関が支援の中核的役割を担いつつ、児童相談所や子ども家庭支援センター等と連携を強化しながら、養育困難な状況にある里親等を見守る体制の充実を図るため、以下の業務を実施する。

ア 里親家庭等への土日夜間の相談支援【新規】

- ・里親家庭等が、土日夜間を含めより相談しやすい環境を整備するため、フォスタリング機関が、第一義的な相談窓口となり、里親との信頼関係を築きながら、継続的に伴走する支援を行う。相談の内容によっては必要に応じて児童相談所へ連絡する。

《業務概要》

- ・相談受付日時：原則毎日（平日17時～21時、土日9時～17時）
- ・相談内容：子どもの養育に関する相談、関係機関の紹介依頼対応等
- ・対象者：原則区内の里親(未委託家庭含む)

イ 里親応援ミーティングの運営

- ・里親子と地域の関係機関がつながり、適切な支援を受けることで、里子が地域の中で健やかに成長していくことを目的に開催する「里親応援ミーティング」の運営を行う。

《業務概要》

- ・里親応援ミーティングの招集及び運営等に関する事務を行う。必要に応じて会議資料及び報告書を作成する。

ウ レスパイト・ケア事業※等の活用促進

- ・里親養育に係る負担の軽減を図る「レスパイト・ケア事業」について、児童相談所と連携して利用促進に向けて以下の業務を実施する。

《業務概要》

- ・子ども担当児童相談所と連携して受け入れ先の選定に関する助言等の実施
- ・レスパイト・ケア事業の利用当日の子どもの移送同行

※レスパイト・ケア事業とは、委託児童を養育している里親等が休息をとるために、他の里親やファミリーホーム等などで、当該児童を預かることにより、一時的に養育から解放され、里親等がリフレッシュできる期間を作るための支援事業。

エ 親子の再統合に向けた面会交流支援

- ・里親委託中の児童の実親交流を円滑に実施する体制を整え、家庭復帰を前提とした児童の里親委託を促進する。
- ・包括的フォスタリング業務委託となった場合でも、実親との調整業務(ex 実親との交流開始の決定、子どもを実親の元へ帰宅させる決定等)については、引き続き児童相談所が取り組んでいく。

《業務概要》

- ・交流支援に際して、事前に必要となる関係者同士の顔合わせ、情報共有、交流計画の策定に係る連絡調整
- ・面会交流の日時や場所の連絡調整、場所の確保

- ・面会交流に伴う、里親の不安や悩み等に対し、必要な助言や相談等の支援の実施
- ・必要に応じて、交流への立ち合い、里親や児童相談所への交流状況の報告

(参考) 包括的業務委託となった場合の所掌事務の比較

	現在の委託内容		包括的なフォスタリング業務委託内容
普及啓発、リクルート及びアセスメント	<ul style="list-style-type: none"> ①里親の新規開拓、普及啓発 ②養育家庭体験発表会（講演会等）の実施 ③里親個別説明会の実施 ④新規登録・登録更新手続き 		同左
研修・トレーニング	<ul style="list-style-type: none"> ①各種研修・トレーニングの企画、受講対象者への周知 ②研修・トレーニングの運営 		同左
子どもと里親家庭のマッチング	(外部委託せず)		<ul style="list-style-type: none"> ①マッチングや里親家庭への委託に向けた手続きに必要な資料作成、里親候補家庭との日程調整等 ②児童と里親との交流状況の把握及び評価、交流中の里親家庭へのフォローなど
里親養育への支援	<p>《里親等委託調整事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援計画書の作成補助 ②里親委託等推進委員会の運営 <p>《里親訪問等支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①里親への訪問支援 ②里親の相互交流支援 ③一時保護委託の推進 <p>《養育家庭等自立支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童の進学支援・就労支援等に関する里親家庭への情報提供・相談援助 ②高校中退者など個別対応が必要な児童に対する再進学又は就労支援 ③措置解除となった里親子に関する相談援助(アフターケア) ④関係機関との連携等 		<p>《里親等委託調整事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①自立支援計画書の作成 ②里親委託等推進委員会の運営 <p>《里親訪問等支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①里親への訪問支援 ②里親の相互交流支援 ③一時保護委託の推進 ④土日夜間の相談支援【新規】 ⑤里親応援ミーティングの運営 ⑥レスパイト・ケア事業等の活用促進 ⑦親子の再統合に向けた面会交流支援 <p>《養育家庭等自立支援事業》</p> <ul style="list-style-type: none"> ①児童の進学支援・就労支援等に関する里親家庭への情報提供・相談援助 ②高校中退者など個別対応が必要な児童に対する再進学又は就労支援 ③措置解除となった里親子に関する相談援助(アフターケア) ④関係機関との連携等

4 フォスタリング機関の体制について

包括的フォスタリング業務の実施にあたって必要な、社会福祉士や公認心理師、精神保健福祉士等の資格を有した専門的人材を確保し、適切な人員配置を行う。

5 今後の新たな事業展開に向けた事業者選定

(1) 選定体制

候補者の選定に係る審査を実施するため、世田谷区フォスタリング業務委託業者選定委員会を設置予定。

(2) 選定委員会の所掌

選定基準等に基づき、事業者選定に係る審査を行い、その経過及び結果について報告書を作成し、速やかに区長に報告する。

(3) 選定委員会の構成

外部委員（学識経験者等）3名、区職員2名とする。

(4) 選定後の履行期間

令和5年4月1日～令和10年3月31日

※契約は単年度ごとに行う。（履行期間5年間）

(5) 事業者特に求める評価基準

- ・効果的な里親リクルートに向けて、世田谷区の地域性や特性にあった戦略的なアプローチ能力を有していること。
- ・関係機関や地域住民、地域の様々な里親支援の担い手との調整・連携力を有していること。
- ・困難な状況にある子どもに対する対応力を有していること。
- ・里親子からの相談対応力（支援サービスの情報提供・関係機関へのつなぎに向けた相談等）を有していること。
- ・専門職員等の確保・育成等を行う能力を有していること。
- ・里親養育包括支援機関として、安定的かつ継続的に運営する能力を有していること。

6 概算経費

【歳出】

(1) 業務委託費(包括的業務委託)

約82,676千円(令和5年度予算)

※令和4年度業務委託費：51,672千円

(2) 業務委託費(新旧事業者引継ぎに係る業務委託)

約9,300千円(令和4年度予算)

【歳入】

国庫補助（児童虐待・DV対策等総合支援事業費国庫補助金）

約30,254千円

7 包括的業務委託後における評価・検証について

児童相談所や関係機関等と連携しながら、フォスタリング機関の年間計画や目標等に対して、進捗状況を確認・評価し、調整を行う。併せてその結果については、より多角的な評価を行う観点から里親委託等推進委員会を活用していく。

また、中期的には専門的見地からの検証、評価、助言等を行うために、包括的業務委託後における検証委員会を立ち上げるなど、総合的にフォスタリング業務の質の向上を図っていく。

8 今後のスケジュール（予定）

令和4年	9月	プロポーザル公告	※令和5年度予算の配当を条件とする。
	10月	提案書提出期限	
	11月	選定委員会	
		(書類審査、財務審査ヒアリング審査、候補者の選定)	
	～12月	プロポーザルによる事業者選定	
	12月	福祉保健常任委員会報告	(選定結果の報告)
令和5年	1月～	3月	業務引継ぎ委託
	4月～		新たな業務委託開始

～現状～

<里親委託の現状>

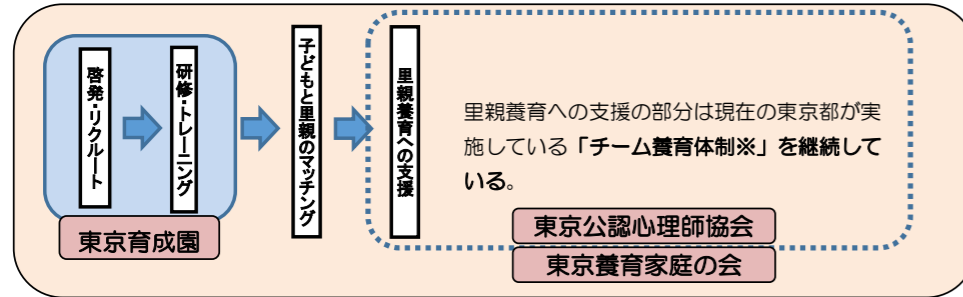
・世田谷区は、令和2年4月の区立児童相談所開設に伴い、児童相談所の業務としての里親業務及び児童相談所の設置に伴い区が処理する里親に関する事務を東京都から引き継いだ。
 この間、世田谷区の里親等委託率は、令和2年10月1日時点で20.5%、令和3年3月末時点では21.3%となっている。国が提示する里親等委託率を大きく下回っている。
 ※「新しい社会的養育ビジョン」で示された里親等委託率の数値目標（就学前の子どもについては75%以上、学童期以降は50%以上）

<委託率が上がっていない要因>

- ・児童を受託していない「未委託家庭」が、里親登録者の半数以上を占めていること。
- ・発達障害や愛着障害など子どもが抱える課題が複雑化しており、里親への委託が困難なケースが増加していること
- ・実親から同意が得られないケースが増加していること

<フォスタリング業務の現状>

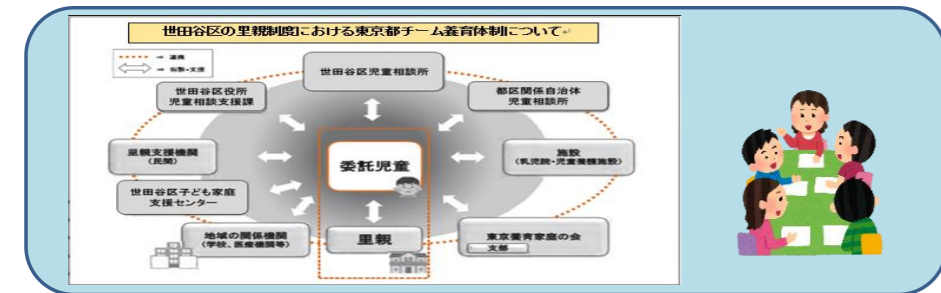
(1) 区のフォスタリング業務については、東京育成園及び東京公認心理師協会、東京養育家庭の会に委託をしている。



●東京育成園(フォスターサポートホーム「ともがき」)イメージイラスト

(2) チーム養育体制について

児童相談所開設に向けた検討の中で東京都のチーム養育体制が区内里親から評価されたこと等から、開設後もその体制を引き継いでいる。



※チーム養育体制とは

養育家庭が地域で孤立することなく児童を養育していくことができるよう、児童相談所の進行管理・調整のもと、関係機関がチームで養育を行う体制のこと。



～課題～

●里親制度の普及啓発の充実と登録里親数の増加

・里親制度について、関心のない区民が多く、新規登録数の増加が鈍い。「世田谷区社会的養育推進計画」で示した委託率を達成するためには、まずは里親の数を増やすことが必要である。現在も、普及啓発及びリクルートを民間委託して、行政には難しい手法を活用した普及啓発等に取り組んでいるが、今後はさらに効果的な周知と普及啓発を実施し、区民の関心を高めながら、里親登録の希望者を増やしていく必要がある。

●里親の養育力の向上と地域の関係機関の連携

・全体の里親登録者のうち子どもを受託していない未委託家庭の数が半数以上を占めている。未委託家庭は体調管理が難しい乳幼児や情緒的な問題を抱える児童等への養育の経験が不足していることが多く、委託に結び付きにくいといった問題があることから、研修・トレーニングの充実と併せて、委託後に里親が地域内で孤立しないよう、関係機関同士が密に連携を図れる体制の整備が必要である。

●一貫した支援体制の検討

・現在の委託状況は「リクルート及びアセスメント、研修・トレーニング」と「里親養育への支援」の委託事業者が異なっているため、インテーク面接等を通じて構築されてきた里親との信頼関係やこれまでの支援の積み重ねが、児童委託後に途切れてしまう状況にある。

●里親の全体像を把握したより適切なマッチング

・子どもと里親のマッチングは、現在児童相談所が把握している情報で実施されており、リクルートやインテークで把握した里親の情報が十分に活かされていない。そのためアセスメント等を通じて把握した里親の価値観や理念、養育ビジョン等を、マッチングに応用するための制度づくりが必要である。

●わかりやすい相談窓口の設置と関係機関が連携した体制整備

・里親養育の支援については、チーム養育を継承しており、安定的な運用につながったものの、チーム養育と養育支援がどのように結びついているか里親にとっても分かりにくい。
 ・支援の窓口となる関係機関が多数あることから、里親自身が困ったときにどこに相談したら良いか混乱を招く恐れがある。そのため、里親からの相談を集約する第一義的な窓口を整備し、内容に応じて児童相談所や子ども家庭支援センター等関係機関と共有し、解決へと導くための調整機能を有した体制整備が必要となる。

●児童相談所の業務体制の検討

・発達障害や愛着障害など児童が抱える問題が複雑化している中、児童相談所が担う役割は重要である。
 ・今後里親委託数が増加することで、児童相談所の業務がより多忙となることが見込まれるため、業務の充実、専門性をより発揮するための体制作りが必要である。

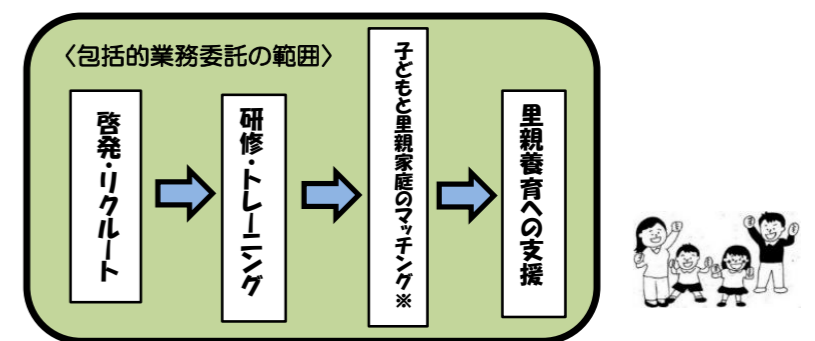
～フォスタリング業務委託のあり方について～

臨時部会では、以下の理由から、一連のフォスタリング業務を包括的に委託することが望ましいという結論に至った。

- ・養育家庭の当事者からも、わかりやすい第一義的な相談窓口を担うフォスタリング機関を期待する声強いこと
- ・包括的となることで里親の強みや課題が理解でき、里親や子どもと双方向の信頼関係の構築につながるため、より一層寄り添った支援の提供や相談を担うことが可能となること
- ・里親に関する一連の業務を包括的に行うことで、里親子の状況や里親養育支援に係る全体像を把握することが可能となること
- ・フォスタリング業務全体を通して得られた情報をマッチングや里親養育の支援で活かすことができること
- ・フォスタリング機関としてのソーシャルワーク力（里親子の状況の総合的な把握、地域資源の活用と調整、地域との連携、支援のマネジメント等）の向上が期待できること

※なお、子どもの委託措置権限が児童相談所にあることを前提として、フォスタリング機関と児童相談所が共同実施のうえで、当面の間はフォスタリング機関が持つ里親の情報を児童相談所と共有し、適切なマッチングへと結び付けること。

<包括的業務委託となった場合のイメージ図>

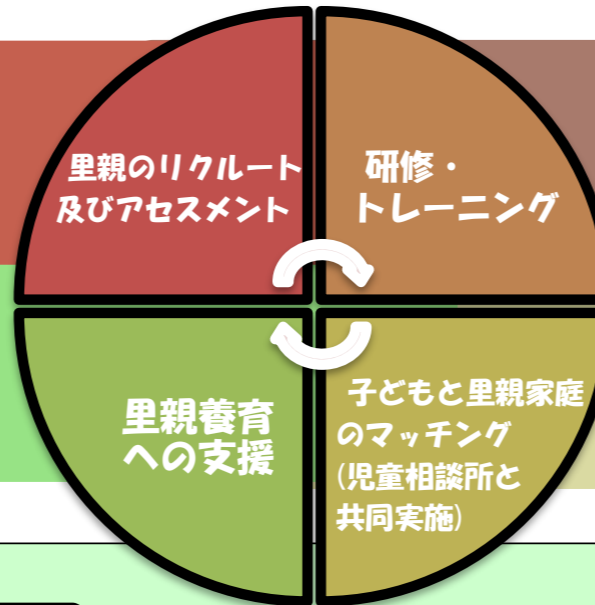


※子どもと里親家庭のマッチングについては、児童相談所が主担当として業務を行う。里親支援機関は、アセスメント等を通じて把握した里親の価値観や理念、養育ビジョン等を、マッチングに応用するため、適宜児童相談所へ情報提供を行う。

～包括的なフォスタリング業務が目指すべき支援像～

- 行政にない民間ならではの手法を活用して幅広く里親制度を広めるための情報の発信を行うとともに、教育機関への出前講座を行う等、若い世代に対しても積極的に普及・啓発を行う。
- 子どもと里親家庭のマッチングや里親養育支援を行う中で把握した実態や子どものニーズ(乳幼児等の子どもの年齢、里親委託の期間、障害の有無等)をもとに、里親登録に繋がる戦略的なリクルート活動を展開する。
- 児童相談所と連携し、里親の適性評価を含めたアセスメントとそれに必要となる調査を実施する。

- フォスタリング機関としての立場で、第一義的な相談窓口となり、里親との信頼関係を築きながら、継続的に伴走する支援を行う。
- 年齢や障害の有無等の子どもの状態や個々のニーズや生い立ちに応じた里親の養育の支援に必要な社会資源(障害、医療、教育等)を紹介し、手続等に関する支援や、関係機関との調整を行う。
- 子どもにとって不適当、不適切な養育が窺われた場合、児童相談所と状況を共有し、役割分担をしながら、適切な支援を行う。
- 児童相談所と連携して、里親に委託されている子どもと実親との交流などの支援の補助を行う。



- リクルートやアセスメントで得られた里親の情報を活かし、質の高い里親養育に必要な基礎的から専門的な研修を提供する。
- 養育技術の提供だけでなく、社会的養護の担い手として、その役割や、意義、子どもの権利保障などを正しく理解し遵守するための知識や情報を伝達する。
- 研修やトレーニングを通じて、障害児や乳幼児、虐待児などの養育に必要な専門的知識を提供する。
- 研修をアセスメントの機会として活用し、里親の強みや課題を把握する。

- フォスタリング機関がリクルートや研修を通じたアセスメント等を通じて把握した里親家庭の情報と、児童相談所が持つ子どもの特性や子ども及び実親のニーズに関する情報を集約し、関係機関と情報共有のもと適切なマッチングのための支援を行い、里親委託率の更なる向上を目指す。
- フォスタリング機関が持つ里親に関する情報を児童相談所と共有し、積極的に里親と子どもの引き合わせ等を促す。併せて里親と子どもの関係づくりや、里親家庭の受入準備を支援する。

～包括的な業務委託にあたっての提言～

●提言1

●フォスタリング機関と関係機関の役割分担と連携

委託措置に係る責任の所在は児童相談所であることを前提として、包括的なフォスタリング業務委託を行うことのメリットを最大限に活かすことができるよう、フォスタリング機関と児童相談所、加えてフォスタリング機関と里親支援専門相談員といった他機関との役割分担について整理すること。その際は、以下の項目について十分に留意すること。

- ① マッチングにおいて子ども担当の児童相談所との連携についても重要となることから、児童相談所とフォスタリング機関とどちらが窓口になるかなど、あらかじめ認識を十分に合わせておくこと。
- ② 「真実告知」や「実親子交流」等について、フォスタリング機関が児童相談所と情報共有を図りつつ支援することについても検討すること。

●提言2

●相談窓口としての機能

フォスタリング機関は里親等からのさまざまな相談に応じることができる機能も持つこと。相談内容に応じて児童相談所や子ども家庭支援センター等関係機関と情報を共有し、解決へと導くための調整機能を有した体制とすること。

●提言3

●里親養育への支援においてフォスタリング機関が担う機能

業務委託にあたっては、里親の養育を支援する真実告知や実親子交流、レスパイト等、里親・里子をめぐる養育支援全体を通じて必要となる支援ができるようにすること。その際は、里親支援専門相談員や児童相談所等との密接な連携を図ること。

●提言4

●障害児を受託する里親に対する支援

地域の障害児の支援の関係機関との連携など、障害児を受託した里親への支援体制を検討すること。

●提言5

●土日・夜間・休日の相談体制

土日・夜間・休日であっても里親からの相談に可能な限り対応できるよう、フォスタリング機関の相談体制を整備すること。

●提言6

●フォスタリング機関の人材確保及び育成

里親との継続的な信頼関係が構築できるよう、一定期間の継続性や一貫性を意識した人材の確保及び人材が育成できるような体制を整備すること。

●提言7

●委託解除後の支援・アフターケア

フォスタリング機関が担うアフターケア事業の体制を強化すること。

●提言8

●里親子と地域における関係機関との連携

里親子が地域の関係機関とつながりが持てるよう、フォスタリング機関が関係機関との連携の調整機能を担うこと。

～フォスタリング業務の検証について～

質の高い里親養育を実現していくにあたって、フォスタリング業務のあり方は大きな課題であり、一度に一つの方向性を見出すというのは難しいのではないかと。今後、包括的なフォスタリング業務委託に移行した場合においても、実施する中で見えてきた課題等について検証を行っていく必要がある。